

気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書

東大和市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設について、熱中症による人の健康に係る被害の発生の防止が図られるよう、当該施設の指定暑熱避難施設としての指定及び運営に当たり、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 本協定で使用する用語の定義は、気候変動適応法の用語の定義によるものとする。

（指定暑熱避難施設）

第3条 本協定の目的となる指定暑熱避難施設（以下「対象施設」という。）及び開放日等は、次に掲げるとおりとする。

（1）名 称	
（2）所在地	
（3）使用する箇所	
（4）開放可能日	
（5）開放時間	
（6）受け入れ可能人数	

（施設の管理）

第4条 対象施設の管理責任者は、次に掲げるとおりとする。

所属部課	
役職名	
氏名	
連絡先	

2 乙は、気候変動適応法及び気候変動適応法施行規則に定める指定暑熱避難施設の基準に適合するように、対象施設の使用する箇所を適切に維持管理するものとする。

3 甲は、対象施設の使用する箇所について、指定暑熱避難施設として住民その他の者の滞在に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、乙に対し、改善を申し入れることができる。

（熱中症特別警戒情報の発表時の対応）

第5条 甲は、東京都を対象とする熱中症特別警戒情報の発表を知ったときは、その旨を速やかに乙に伝達するものとする。

- 2 乙は、前項の伝達を受けたときは、当該熱中症特別警戒情報の発表期間中、第3条に定める開放可能日等において、対象施設の使用する箇所を一般に開放するものとする。
- 3 前項による対象施設の開放中における住民その他の者の滞在に係る対応は、乙においてこれを行うものとし、必要に応じ甲に協力を求めることができる。

(熱中症特別警戒情報の発表時以外の対応)

第6条 乙は、熱中症特別警戒情報の発表時以外においても、住民その他の者が暑熱を避けるための滞在場所として、第3条に定める開放可能日等において、対象施設の使用する箇所を一般に開放にするよう努めるものとする。

- 2 前条第3項の規定は、前項の規定により対象施設の使用する箇所を一般に開放する場合において準用する。

(本協定の見直し)

第7条 甲及び乙のいずれかから、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 年3月31日までとする。
ただし、本協定の有効期間が満了する日の2か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がない時は、本協定の有効期間を1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合、また、乙が対象施設の改修等を行う場合、甲及び乙で協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙 住所
名称
代表者名